

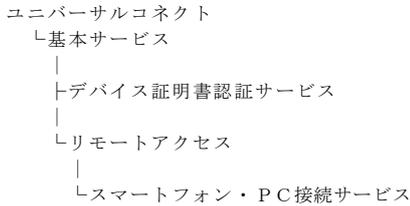
別表 [ユニバーサルコネク ト デバイス証明書認証サービス]

1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービス利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、複数の甲設備間を、アクセス回線、アクセスポイント、FENIC Sネットワークサービス用電気通信回線およびFENIC Sネットワークサービス用電気通信設備で接続することにより、甲が、専用の閉域IPネットワークを利用できるようにするネットワークサービスです。



3. ネットワークサービス提供の前提条件

- (1) 本ネットワークサービスの提供にあたっては、別途甲と乙の間において「ユニバーサルコネク ト 基本サービス」および「ユニバーサルコネク ト スマートフォン・PC接続サービス」の提供に関する契約がなされているものとします。
- (2) 甲は、乙が本ネットワークサービスを実施する前提条件として、自己の責任と費用負担で本ネットワークサービス専用の甲設備を用意するものとします。なお、ネットワークサービスによっては、アクセス回線についても甲が用意する場合があります。
- (3) 甲は、乙が運営する公開鍵証明書認証局（以下「FENIC S認証局」という）の公開鍵を含む認証局デジタル証明書（以下「認証局証明書」という）およびFENIC S認証局が発行するクライアント用デジタル証明書（以下「デバイス証明書」といい、認証局証明書とあわせて「証明書」という）を乙が指定するダウンロードサイト（以下「ダウンロードサイト」という）よりダウンロードし、自己の責任と費用負担で本ネットワークサービスを利用するために、端末に証明書をインストールするものとします。

4. ネットワークサービスの内容

- (1) 初期サービス  
乙は、甲がデバイス証明書認証サービスを利用できるよう、FENIC S認証局を準備し、FENIC Sネットワークサービス用電気通信回線に接続するものとします。また、乙は、FENIC S認証局で署名された証明書を甲に提供するものとします。なお、証明書の発行枚数に制限はないものとします。
- (2) 接続サービス  
乙は、別途提供する「ユニバーサルコネク ト基本サービス」および「ユニバーサルコネク ト スマートフォン・PC接続サービス」において、「ユニバーサルコネク ト 基本サービス」において用意されている認証機能に加えて、FENIC S認証局で署名されたデバイス証明書をインストールした端末のみがFENIC Sネットワークサービス用電気通信回線に接続できるように、接続要求時に認証装置（以下「証明書認証ゲートウェイ」という）にて証明書による正当性の確認を行います。

品 目	内 容
デバイス証明書認証 基本サービス	デバイス証明書認証に必要な証明書認証ゲートウェイを利用することができるようにするサービス
デバイス証明書認証 利用サービス	デバイス証明書認証に必要なデバイス証明書を継続的に利用できるようにするサービス

5. 証明書の有効期限について

本ネットワークサービスにおける証明書の有効期限は以下のとおりとします。有効期限を過ぎた証明書は当然に失効するものとします。甲は、証明書が失効した場合において、本ネットワークサービスを継続使用する場合は、有効期限前に証明書を更新または再取得するものとします。

- (1) 認証局証明書：20年（更新可）
- (2) デバイス証明書：5年（更新不可）

6. 提供区域

本ネットワークサービスにおけるアクセス回線の提供区域は、乙が当該ネットワークサービスの提供を受けている他の電気通信事業者またはその他アクセス回線提供者の提供区域に準ずるものとします。

7. サービス提供時間帯

本ネットワークサービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は、利用サービスの提供を中断することができるものとします。また、FENIC S認証局は、土曜日0時から4時までの間、設備の維持管理のために休止するものとし、この間、証明書のダウンロードはできません。

8. サービスサポート受付時間帯

本ネットワークサービスのサポート受付時間帯は、24時間365日とします。

9. サービスサポート対応時間帯

本ネットワークサービスのサポート対応時間帯は、月曜日から金曜日まで（祝日および乙の指定する休業日を除く）の9時から17時30分までとしますが、利用停止に関する対応サポートは24時間365日とします。ただし、アクセス回線のサポート対応時間帯は、乙が当該ネットワークサービスの提供を受けている他の電気通信事業者またはその他のアクセス回線提供者の障害対応時間帯に準ずるものとします。また、アクセス回線を別途甲が準備するサービスについては、当該アクセス回線区間における障害対応は、本ネットワークサービスの対象外とします。

10. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月20日締めとし、前月21日から当月20日とします。

11. 証明書の取扱

- (1) 本ネットワークサービスにより提供される証明書は、「ユニバーサルコネク ト 基本サービス」および「ユニバーサルコネク ト スマートフォン・PC接続サービス」への接続の認証の目的のみに提供されるものであり、甲は、証明書を他の目的に使用しないものとします。甲が証明書を他の目的に使用したことにより甲または第三者が損害を被った場合であっても、乙は、なんらの責任を負わないものとします。
- (2) 甲は、証明書を、本ネットワークサービスを利用する者以外の第三者に提供しないものとします。

12. 品目一覧

本ネットワークサービスの品目は、以下のとおりとします。

品名	型名	備考	支払種別	単位
デバイス証明書認証 初期費	NS20001S		従量料金制（従量払）	式
デバイス証明書認証 基本料	NS20020G	認証環境の提供	従量料金制（月額払）	式
デバイス証明書認証 利用料	NS20021G	証明書の利用	従量料金制（従量払）	式

[変更内容]

(2013年7月1日) 本別表を適用します。

[凡例]

本別表では、以下の略称を用いています。

略称	名称
IP	Internet Protocol

以上